

るときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができ。

⑥ 都道府県知事は、児童の生命又は身体を安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができ。

⑦ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

〔認可外保育所の届け出〕

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消の日)から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

② 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

③ 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとす

る。

〔揭示〕

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に揭示しなければならぬ。

- 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 二 建物その他の設備の規模及び構造
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

〔契約内容等の説明〕

第五十九条の二の三 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

〔契約書面の交付〕

第五十九条の二の四 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 二 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

〔運営状況の報告及び公表〕

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

② 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必

要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

〔市町村長への協力要請〕

第五十九条の二の六 都道府県知事は、第五十九条、第五十九条の二及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

〔町村の一部事務組合等〕

第五十九条の二の七 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

〔助産の実施等に係る都道府県又は市町村に変更があつた場合の経過規定〕

第五十九条の三 町村の福祉事務所を設置又は廃止により助産の実施及び母子保護の実施に係る都道府県又は市町村に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づいて発する命令の規定により、変更前の当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長がした行為は、変更後の当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長がした行為とみなす。ただし、変更前に行われ、又は行われるべきであつた助産の実施若しくは母子保護の実施に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

〔大都市等の特例〕

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」

という。)が処理するものとする。この場合においてはこの法律中、都道府県に關する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

② 前項の規定により指定都市等の長がした処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)に係る審査請求については、都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることが出来る。

③ 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることが出来る。

④ この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に關し必要な事項は、政令で定める。

〔緊急時における厚生労働大臣の事務執行〕
第五十九条の五 第二十一条の四第一項、第三十四條の四第一項、第三十四條の五、第四十六條及び第五十九條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされてある事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合に於ては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

② 前項の場合においては、この法律の規定中、都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に關する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

この場合において、第四十六條第四項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設」とあるのは「その施設の」と、第五十九條第五項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の」とあるのは「その事業の」とする。

③ 第一項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

〔事務の区分〕
第五十九条の六 第五十六條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

〔主務大臣及び主務省令〕

第五十九条の七 第五十六條の十第二項における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、同項の援助のうち他の大臣が所管する子育て支援事業(第五十六條の九第一項の主務省令で定めるものに限る。)に係るものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣とする。

② この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

〔地方厚生局長への委任〕

第五十九条の八 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することが出来る。

第六章 罰則

第六十条 第三十四條第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 第三十四條第一項第一号から第五号までは、第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 第三十四條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

④ 児童を使用する者は、児童の年齢を知らなことを理由として、前三項の規定による処罰を免れることが出来ない。ただし、過失の

ないときは、この限りでない。

⑤ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一項から第三項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

⑥ 第二項(第三十四條第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十一条 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の二 第十八條の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することが出来ない。

第六十一条の三 第十八條の八第四項、第十八條の十二第一項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の四 第四十六條第四項又は第五十九條第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の五 正当の理由がないのに、第十八條の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條の十九第二項の規定により保育

士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

二 第十八条の二十三の規定に違反した者

三 正当の理由がないのに、第二十一条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 正当の理由がないのに、第二十四条の五第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

六 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

七 正当の理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の二 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十二条の三 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十四条の四第二項の規定による施設

受給者証の返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則 抄

〔施行期日〕

第六十三条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第十九条、第二十二條から第二十四條まで、第五十条第四号、第六号、第七号及び第九号（児童相談所の設備に関する部分を除く。）第五十一条、第五十四條及び第五十五條の規定並びに第五十二条、第五十三條及び第五十六條の規定中これらの規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

〔在所期間の延長の特例〕

第六十三条の二 都道府県は、第三十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）に入所した児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあるとき、引き続きその者をその施設に在所させる措置を採ることができる。

② 都道府県は、第三十一条第三項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三條の三に規定する児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所又は入院させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあるときは、引き続きその者を肢体不自由児施設に在所させ、若しくは第二十七条第一項第三号の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）に入所した児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあるとき、引き続きその者をその施設に在所させる措置を採ることができる。

由児施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③ 前二項に規定する措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなす。

④ 第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

〔都道府県がとることができる措置〕

第六十三条の三 都道府県は、当分の間、必要があるとき認めるときは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又は指定医療機関に対し、その者を入院させて治療等を行うことを委託することができる。

② 前項に規定する措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなす。

〔措置の特例〕

第六十三条の三の二 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあるとき認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が社会生活に順応することができるようにするまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）その他の他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

②

都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者に、重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあるとき、その者からの申請により、厚生労働省令で定めるところにより、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、その者が療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

③

前二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の十九から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

④

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第六十三条の四

児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次条において「障害者支援施設」という。)に入所すること又は障害福祉サービス(同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。)を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

第六十三条の五

児童相談所長は、当分の間、

第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知情的障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

第六十五条

児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廃止する。但し、これらの法律廃止前に、なした行為に関する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

第六十六条

児童虐待防止法第二条の規定により、都道府県知事のなした処分は、これをこの法律中の各相当規定による措置とみなす。

第六十七条

この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これを第二十七条第一項第三号の規定により、教護院に入院させられた者とみなす。

第六十八条

少年教護法第二十四条第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けた少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第四十八条第三項の規定により、教科に関する事項につき、学校教育法第二十条又は第三十八条の監督庁の承認を受けたものとみなす。

第六十九条

この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第七十条

この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十七条及び前条の規定に該当しないものは、命令の定めるところにより、行政庁の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

〔従前の義務教育を了えた十四歳以上の児童の特例〕

第七十一条 満十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六条の規定により、義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、第三十四条第一項第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

第七十二条

国は、当分の間、都道府県(第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第七項において同じ。)に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

②

国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、児童家庭支援センターの新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内に

③

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等

④

国は、

⑤

国は、

⑥

国は、

⑦

国は、

⑧

国は、

⑨

国は、

⑩

国は、

⑪

国は、

⑫

国は、

⑬

国は、

⑭

国は、

⑮

国は、

⑯

国は、

⑰

国は、

全な育成を図る事業を目的とする施設の新設、修理、改造、拡張又は整備(第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助するものを除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合に於てはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合に於ては、その者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

④ 国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童(以下「長期療養児童」という。)の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し、長期療養児童の家族が宿泊する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

⑤ 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

⑥ 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

⑦ 国は、第一項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑧ 国は、第二項から第四項までの規定により都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に對し

貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

⑨ 都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (昭和二十三年七月二十九日法律第一九八号) 抄
第三十条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年二月二日法律第二六〇号) 抄
第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年六月一日法律第二一一号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四条の二の規定は、この法律公布の日から一箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和二十五年五月三〇日法律第二一三号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和二十六年六月六日法律第二〇二号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十八条、第五十六条の二及び第五十六条の三に關する改正規定並びにこの法律の附則第七項の規定は、公布の日から施行し、この法律の附則第七項の規定は、

同年四月一日から適用する。
(この法律の施行による措置権者の変更に関する準用規定)

2 第五十九条の三の規定は、この法律の施行により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合に準用する。

(社会福祉法附則第七項に關する特例)
3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

(児童福祉司に關する経過規定)
4 この法律の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第十一條の二の規定により任用された児童福祉司とみなす。

(児童相談所の所長に關する経過規定)
5 この法律の施行の際現に任用されている児童相談所の所長については、第十六條の二第二項の規定は、適用しない。

(關係法律の廃止)
6 教育所に在る孤児の後見職務に關する法律(明治三十三年法律第五十一号)は、廃止する。

附 則 (昭和二十七年六月三〇日法律第二一九号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月一日法律第二二二号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四条第一項の改正規定は昭和二十七年九月一日から、附則第四項の規定は昭和二十八年四月一日から施行する。

(遺留物に關する経過規定)
2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際現に児童相談所にあるものについても、適用する。

附 則 (昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第二十七項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

(昭和二十八年政令第八号で昭和二十八年二月一三日から施行)

附則 (昭和二十八年三月一六日法律第一〇号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一五日法律第二一三号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附則 (昭和二十九年三月二一日法律第二六号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月一日法律第一三六号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月二二日法律第一四八号)

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日)昭和三十一年九月一日)

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又

は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に必要経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百十七号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附則 (昭和三十一年四月二五日法律第七八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年二月一〇日法律第二号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三十四年政令第一八号で昭和三十四年四月一日から施行)

附則 (昭和三十四年三月二八日法律第五三号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日)昭和三十五年一月一日)

7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金

の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十五年三月三一日法律第三七号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年六月一九日法律第一五四号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、

同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政府の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をする事ができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることが出来る期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十九年七月一日法律第一六九号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(経過規定)
5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和四〇年八月一日法律第一四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四〇年政令第三八四号で昭和四一年一月一日から施行)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に關しては、前条の規定による同法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一一

一号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(返還請求権を有する者が申し出るべき期間に關する経過措置)

2 一時保護を加えた児童の所持する物につき、この法律の施行前に、この法律による改正前の第三十三条の二第四項の規定により、その返還請求を申し出るべき旨を公告した場合における当該返還請求を申し出るべき期間は、この法律による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一九日法律第一三九号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和四四年六月二五日法律第五七号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年七月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二〇日法律第八八号)

附則 (昭和五三年五月二三日法律第五四号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
8 この法律の施行前に第二十一条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の九第四項の規定により指定された病院は、第二十一条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条

の九第四項の規定により指定された病院とみなす。

附則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。
一 改正後の児童福祉法第九条第三項の規定
二 道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

附則 (昭和五六年六月一五日法律第八七号)

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(従前の行為に対する罰則の適用)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五八年一二月二日法律第七七号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五九年八月七日法律第六三

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年八月一四日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五十九年政令第三一八号で昭和六〇年二月一三日から施行)

附則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年の特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前に昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前に昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前に昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前に昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)

この法律による改正後の法律の昭和六十年の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前に昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前に支出された国の負担又は補助を除く。)

五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第三条、第七条及び第十一条の規定、第二十四条の規定(民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、

第二十五条の規定(社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)

並びに附則第七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(生活保護法等の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定(児童福祉法第三十五

条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行つていない市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つていない市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十二年までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府